

# 中央三井アセットの

## 年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成 23 年 6 月 3 日  
中央三井アセット信託銀行株式会社  
年金コンサルティング部

### ◆東日本大震災関連通知に関する厚生労働省への確認事項について◆

平成 23 年 5 月 11 日付けで厚生労働省より通知「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴う厚生年金基金の標準給与の月額改定及び掛金等の免除の特例の事務処理等について」が発出されたところですが、通知の細部に関し信託協会より同省に確認し、回答が得られました。

#### 回答のポイント：免除保険料額を超える掛金の免除も可能

特定被災区域の設立事業所の申出による免除保険料額の免除を実施することとした場合、免除保険料額を超える部分の掛金（基本部分標準掛金のうち免除保険料額を超える部分、加算部分標準掛金、特別掛金、特例掛金及び事務費掛金）又は徴収金についても、基金の判断で免除することが可能。

詳細については、別添資料をご覧ください。

以上



「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴う厚生年金基金の標準給与の月額  
の改定及び掛金等の免除の特例の事務処理等について」等に対する確認事項について

| No. | 通知の該当箇所      | 確認事項  | 厚生労働省の回答                                      |
|-----|--------------|---|---|
| 1   | 全般           | 昭和50年2月19日年発第236号通知「厚生年金基金の解散等及び清算について」様式第3号（その4）において、様式の改定が別途なされるという理解でよいか。<br>（今回の特例措置を適用した期間の標準報酬月額総額および標準賞与額総額を月ごとに記載する様式の追加が必要ではないか。）                          | 様式の改定は行わない。<br>標記通知様式第1号を添付すればよい。             |
| 2   | 第1-2         | 標準給与の月額の改定の手続きは、「国と同様に月額変更届の様式を使用」し、「様式1（東日本大震災に関する被害状況申出書）の提出は不要」という理解でよいか。  | よい。   |
| 3   | 第1-2<br>第2-2 | 正副3通の提出が必要であるとのことだが、それぞれの使用用途は以下の理解でよいか。<br>正（1通）・・・基金用<br>副（2通）・・・1通は設立事業所への通知用、1通は設立事業所から加入員への通知用   | よい。   |
| 4   | 第1-3<br>第2-3 | 基金において「掛金又は徴収金の免除の特例」を適用した場合は、事業主が加入員に通知することとなっているが、厚生年金保険について同様の特例を適用した場合も、事業主が被保険者へ通知する必要があるとの理解でよいか。<br>（厚生年金基金での免除のみが通知され、厚生年金保険での免除が通知されない場合、被保険者の混乱を招くものとする。） | よい（厚生年金保険でも、財特法省令36条第2項により被保険者に通知することとされている）。 |

| No. | 通知の該当箇所  | 確認事項  | 厚生労働省の回答  |
|-----|----------|---|---|
| 5   | 第2-1-(1) | <p>「免除された期間（以下「保険料免除期間」という。）に納付すべき掛金」とは、例として保険料免除期間が平成23年6月～平成24年2月納付分の場合、以下の理解でよいか。</p> <p>&lt;平成23年6月に平成23年4月の資格取得届を提出し、6月に本来であれば3ヶ月分の掛金を納付すべき場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年4月、平成23年5月分掛金<br/>⇒保険料免除期間ではないため、免除対象外となる。</li> <li>・平成23年6月分掛金<br/>⇒保険料免除期間のため、免除対象となる。</li> </ul> | 厚生年金保険で承認される免除期間に取扱いをあわせること（厚生年金保険料が平成23年3月から免除を承認したのであれば、基金でも同様に取扱うこととなる）。 |
| 6   | 第2-1     | 掛金又は徴収金の免除は、当該掛金又は徴収金について延長又は猶予の取扱いを行っていない場合についても、適用して差し支えないか。  | 差し支えない。   |
| 7   | 第2-1     | 厚生年金保険の保険料の額を免除された事業所から申出があっても、基金は免除しない取扱いは可能か。   | そのような取扱いは立法の趣旨に鑑みて困難。   |
| 8   | 第3-1     | <p>当該規約変更は「厚生年金基金に係る法令改正に伴う一律の規約変更」に該当すると記載があるが、</p> <p>① この規約変更は、標準給与の改定又は掛金若しくは徴収金の免除を行う基金のみが行えばよい、という理解でよいか。</p> <p>② この規約変更において、手続きは以下の理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宛先は、厚生労働大臣ではなく地方厚生（支）局長</li> <li>・年金数理に関する確認書類の添付は不要</li> <li>・新旧対照条文は不要</li> </ul>                          | <p>①よい。</p> <p>②よい。</p>   |



| No. | 通知の該当箇所      | 確認事項  | 厚生労働省の回答  |
|-----|--------------|---|---|
| 9   | 第2-1<br>第3-1 | <p>① 免除保険料相当分を超える部分の掛金（基本部分標準掛金のうち免除保険料を超える部分、加算部分標準掛金、特別掛金、特例掛金、事務費掛金）又は徴収金についても、基金の判断で任意に免除することは可能か。</p> <p>② ①が可の場合、当該規約変更において、手続きは以下の理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代議員会の議決が必要（理事長専決は不可）</li> <li>・ 届出ではなく認可申請</li> <li>・ 平成23年3月1日から遡及して適用可能</li> <li>・ 年金数理に関する確認書類の添付は不要</li> <li>・ 新旧対照条文は不要</li> </ul> | <p>①可能。</p> <p>②「年金数理に関する確認書類」については、当該規約変更が掛金に影響があるか否かを確認する書類は必要。</p> <p>「新旧対照条文」については、当該規約変更の内容について、附則に新たに規定するのみであれば、不要。他については、左記のとおり。</p> |
| 10  | 第3-3         | 「次期報告書の提出の際に、併せて再報告すること。」とあるが、例えば、平成24年4月に平成23年7月の標準報酬月額（賞与）総額の遡及訂正を行った場合、当該報告書の再報告については適宜、という理解でよいか。   | よい。   |
| 11  | 様式           | <p>① 免除する事業所に育児休業者が存在する場合、育児休業者は掛金免除の対象外であり、様式上記載しないという理解でよいか。</p> <p>② 免除する事業所に養育特例適用者が存在する場合、養育特例適用者の標準報酬月額は掛金計算の基礎となる標準報酬月額を記載するという理解でよいか。</p> <p>③ 免除する事業所に高齢任意加入員が存在する場合、高齢任意加入員も今回の免除の対象であり、例えば、本人全額負担の場合は、徴収金を免除した事業所欄のみ記載するという理解でよいか。</p>   | <p>①よい。</p> <p>②よい。</p> <p>③よい。</p>   |
| 12  | 参考3          | <p>① 「（施行期日）」の前に「附則」と規定するという認識でよいか。</p> <p>② ①の認識でよい場合、1条文となるので見出しは不要という認識でよいか。</p>   | よい。   |
| 13  | 参考3          | 施行期日は「理事長専決の日から施行し、」とあるが、理事長専決の日付を「○年○月○日から施行し、」と明記する方法でもよいか。   | よい。   |

